半田市自主防災組織設置推進要綱

1 趣旨

大地震の発生により火災が同時多発し、かつ道路の損壊、建物の倒壊、消防水利施設の損壊等が起ったような場合、又は河川の増水等により浸水の危険が生じ、特に通信網のと絶あるいは道路、橋りょう決壊流失により孤立したような場合には、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震等による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このことから、地震等による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、市 (総務部防災安全課)が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

3 地域の自主防災組織の設置

住民の各地域における自発的な防災組織の設置の推進を図ろうとするものであり、又 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織の 推進を図る。

- (1)全市的に設置を推進するが、特につぎの被害危険の高い地域に重点をおいて推進を図るものとする。
 - ア 昭和 19 年東南海地震にあって被害の多かった地域
 - イ 市街地、特に家屋が密集している地域
 - ウ 消防水利の不足している地域
 - エ 道路事業等により消防活動の困難な地域
 - オ 浸水多発地域
- (2) 自主防災組織の規模(地域編)

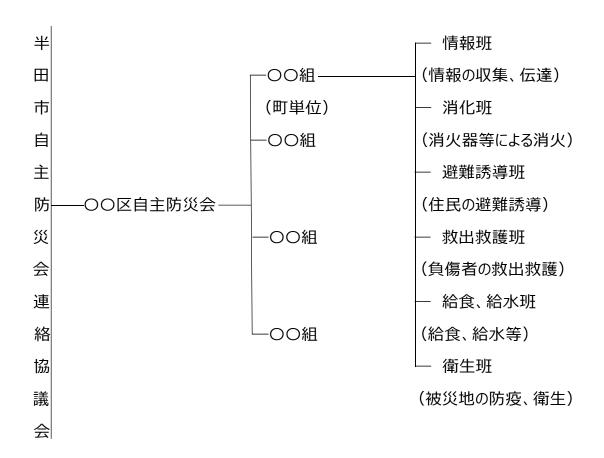
地域の自主防災組織の結成単位は、次の事項の基本的な考え方に基づき、自

治区単位に結成し推進するものとする。

- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。
- (3) 自主防災組織の規模(事業所等編)

事業所ごとに、あるいは複数事業が協同して設置する。

- ※ 以下自主防災組織は地域編〔住民対象〕を説明
- (4) 自主防災組織の組織づくり
 - ア 住民自治組織である区長会組織を基盤に、その自治活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
 - イ 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動 班を編成するが、自治区を単位とした場合次のような編成が一般的と考えられる。



4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について、具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及に関すること。

地域住民の防災啓発を高揚するため、防災知識の普及を行う。

イ 火気使用設備器具等の点検に関すること。

火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時に被害の発生又は拡大の原因と なるものを点検し、対策を講じておく。

ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。

消火用資器材を始め防災活動に必要な資機材を備蓄すること。

エ 防災訓練の実施に関すること。

災害発生時の応急活動が的確に行えるよう訓練を実施し、必要な知識、技術を修得しておくこと。

(2) 災害時の応急活動

ア情報の収集及び伝達に関すること。

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、市等防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達する。

イ 出火防止及び初期消火に関すること。

地震等が発生した場合は、ただちに各家庭に対し、火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ避難に関すること。

避難命令が出た場合、地域住民が避難地へ混乱なく安全に避難できるよう誘導する。

エ 被災者の救護、救助その他保護に関すること。

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出、救護活動を行う。

オ給食及び給水に関すること。

炊出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

カ衛生に関すること。

被災地の防疫、衛生活動にあたる。

5 自主防災組織の設置推進活動

市は、自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保共助の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災 意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域防災指導者〔会を代表する者又は、防災の指導者等〕を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

(3) 防災物品の助成

自主防災組織の基盤づくりと、その活動を促進するため、設置団体に対し、必要な 資器材等の供与、あっせん等を行うものとする。

(4) 防災訓練

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、助言協力する。

6 実施日

この要綱は、昭和54年7月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。